

事例研究 刑事法Ⅱ（刑事訴訟法） 訂正表

頁数	訂正箇所（3刷）	修正後（4刷）
p 429	4行目 特殊解錠用具の禁止等に関する法律	→第16条（罰則）を追加 「第16条 第3条又は第4条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」
p 543	上から1行目 「単一性がない場合には～」	→「が」を「の検討で結論が出ない」に訂正 「単一性の検討で結論が出ない場合には～」
p 553 p 554	下から13行目 下から4行目 上から7行目（2箇所） 上から13行目 「自動車運転過失致傷」	→「致傷」を「傷害」に修正 「自動車運転過失傷害」
p 617	上から1行目～13行目 「しかし、これを～証拠能力がない。」	→以下の文章に差し替え 「ところで、丙は、甲乙と共謀関係になく、せいぜい甲の幫助犯にすぎないと思われるが、前記東京高裁昭和58・1・27の趣旨に照らし、仮に他の証拠から当時甲も丙と共通の認識を有していたとの証明がなされれば、これを媒介にして甲の意思も丙のメモに記載されたとおりであったとの推認が許されるのかもしれない。しかし、これに対し、乙との関係については、メモの記載自体に乙の名前はうかがえないし、メモが乙を組長とするT組事務所内から発見されたという事実があるのみであり、このことから、乙も丙と共通の認識を有していたことを認めることはできないであろう。 なお、丙が証人として出廷し、当該メモは「甲が乙から指示された内容」として甲から聞き取り記載したものである旨証言したとしても、これはまさに甲の経験した事実の真実性を立証するもので伝聞供述にはかならないから、証拠能力がない。」
p 624	上から3行目 「被告人が被害者に」	→「被告人」と「被害者」を入れ替え 「被害者が被告人に」

p 728	<p>下から 9 行目 「刑訴法 218 条 5 項が～」</p>	<p>→筆者注で現行の条文を追加 「刑訴法 218 条 5 項〔筆者注：現行法では 6 項が～〕</p>
p 735	<p>脚注 (28) 上から 3 行目 「～維持している。なお、～」</p>	<p>→その後の経過を追加 「～維持している（その後、上告棄却されて確定）。なお、～」</p>